

岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)(仮称)

素案

令和2年11月

岡山県

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画の目的と位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 計画の構成	2
第2章 環境を取り巻く情勢と課題	3
1 世界の情勢と課題	3
2 国内の現状と課題	5
3 県内の現状と課題	9
第3章 目指す姿	13
1 計画により目指す将来の姿	13
2 目指す将来の具体的なイメージ	13
第4章 具体的な取組	15
基本目標	
I 気候変動対策(緩和・適応)の推進	15
II 循環型社会の形成	22
III 安全・安心な生活環境の保全と創出	26
IV 自然と共生した社会の形成	32
横断的な視点	
I 環境の未来を支える担い手づくり	36
II 環境の未来を創る経済振興	39
第5章 計画の進め方	43
1 推進体制	43
2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫	44

第1章 基本的事項

1 計画の目的と位置づけ

平成8(1996)年10月、県民共有の財産である本県の恵まれた環境の保全について、基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保するため、「岡山県環境基本条例」を制定しました。

本計画は、同条例に掲げる基本理念のもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

<基本理念>

- ・環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。
- ・環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。
- ・地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

*条例第3条

<計画の策定>

知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画を定めなければならない。

*条例第10条

また、同条例により、計画は次の事項について定めるものとされています。

- ①環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- ②環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

なお、国においても、環境基本法に基づく環境基本計画が定められているところです。

2 計画の期間

本計画の期間は、長期と短期の2つの観点で、次のとおり設定します。

- ・長期的な視点：令和22(2040)年頃
※将来を展望した目標年次(計画の目指す姿を実現しようとする年次)
- ・短期的な取組：令和3(2021)年度～令和6(2024)年度
※目指す姿の実現に向け、具体的な取組を進める期間

3 計画の構成

本計画は、次の5つの章により構成しています。また、巻末には、参考となる資料を付しています。

第1章：本計画の目的や計画期間等の基本的事項を示します。

第2章：環境を取り巻く情勢と課題について整理し、本計画策定の背景を明らかにします。

第3章：第2章で示した情勢と課題を踏まえながら、本県の目指す姿を提示するとともに、具体的な将来のイメージを掲げます。

第4章：前章に掲げる目指す姿を実現するため、4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」により、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけます。

第5章：計画全体を円滑かつ効果的に推進するための体制や進め方を示します。

第2章 環境を取り巻く情勢と課題

1 世界的情勢と課題 ～地球規模の課題・世界的な環境問題と対策への動き～

(1) 気候変動

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第5次評価報告書(2014年)」によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、人為起源の発生源の二酸化炭素累積排出量と世界平均気温の変化量の間には、ほぼ比例関係があることが明らかになっています。

これを踏まえ、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択(平成27(2015)年12月、発効は平成28(2016)年11月)され、国際的な気候変動への対応として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すこと、とされました。

各国は、「パリ協定」に基づき、それぞれ排出量削減の目標を掲げ、令和2(2020)年からは本格的な運用の段階に入っていますが、目標である「2℃未満、可能な限り1.5℃」の目標を達成するためには、すべての国のより一層の削減努力が必要とされており、令和3(2021)年開催予定のCOP26(新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年11月の開催予定が1年延期されたもの)では、各国の取組の状況や削減目標の見直しなど、活発な議論が交わされる見込みです。

また、新興感染症の発生・拡大は、世界中の人々の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしており、今後の気候変動対策については、こうしたことを踏まえて検討していくことも求められます。

なお、世界の二酸化炭素濃度について、温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)の解析によると、大気、海洋ともに長期的に増加しており、このうち平成30(2018)年の大気中の平均濃度は、前年から2.3ppm増加して407.8ppm、工業化以前(1750年)との比較では47%の増加となっています。

(2) 海ごみによる海洋汚染

マイクロプラスチックなどの海ごみによる海洋汚染の問題が国際的な課題となる中、令和元(2019)年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が関係各国の間で共有されました。

また、これと併せて、平成29(2017)年のG20で採択された「海ごみ行動計画」の効果的な実施に向け、適正な廃棄物管理や海洋プラスチックごみの回収、イノベーションの展開など自主的な取組を実施するとともに、科学的知見の共有や多様な関係者の関わりなどG20各国間の協調や、G20以外への展開等を内容とする「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が支持されています。

貴重な海洋資源・海洋生態系を守るため、深刻化する海洋汚染の現状について、各国が認識を共有し、連携・協力のもとでこの課題に向き合い、早急に対策を講じていくことが求められています。

(3) 生物多様性の低下

地球環境の変化や無秩序な開発により、生物多様性が失われつつあり、この状況がこのまま続けば、それに伴う広範な生態系サービス(人々が生態系から得ることができる食料、水、気候の安定などの様々な便益)の低下が生じる可能性が高いと指摘されています。

こうした現状に鑑み、平成22(2010)年10月に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択され、その中で、令和32(2050)年までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」の実現が、また令和2(2020)年までの短期目標(Mission)として「生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動の実施」が、それぞれ掲げられました。

併せて、この短期目標を達成するため、5つの戦略目標と、その下に位置づけられる平成27(2015)年又は令和2(2020)年までの20の個別目標(愛知目標)が定められ、各国において取組が進められていますが、現状では目標の達成は厳しく、令和3(2021)年に開催予定(新型コロナウイルス感染症の影響により2020年10月の開催予定が延期されたもの)のCOP15では、そうした状況も踏まえ、愛知目標の最終評価とともに、新たな生物多様性枠組が採択される見込みです。

(4) SDGs -国際社会の普遍的な目標-

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、“2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す”国際目標です。

SDGsは、「気候変動(気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる)」など17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。そして、目標の達成に向け、令和2(2020)年1月には「SDGs達成のための10年」がスタートしました。

こうしたSDGsの考えは、各国の企業経営者や若者など幅広い層に広がりつつあり、これに伴い、環境問題への関心や環境配慮の意識が一層高まり、各主体による積極的な取組へとつながることも期待されるようになっていきます。

～環境に配慮した企業活動への関心の高まり～

環境政策を強化する各国の動きもみられる中、企業においては、より環境負荷の少ない製品の開発やESG投資の拡大など、環境を重視した企業経営や事業展開へのシフトが活発になってきており、また、消費行動においても、そうした商品やサービス、企業の取組を評価し、積極的に選択する傾向が高まりつつあります。

2 国内の現状と課題 ～変化する社会情勢や今日的な課題、環境政策の方向性～

(1) 人口減少、少子化・高齢化の進行

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」によると、毎年の減少スピードが、2020年代初頭の年50万人程度から、2040年代頃には年90万人程度に加速し、総人口は、令和22(2040)年は1億1,092万人、令和42(2060)年には9,284万人にまで落ち込むとされています。特に年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の減少が顕著になる一方、増加する高齢者人口(65歳以上)は令和24(2042)年にピークを迎え、同年の高齢化率は36.1%と推計されています。

(2) 人口の偏在と地域の担い手の減少

人口の減少に加え、人口の地域的な偏在も課題となっています。

とりわけ農村部などの中山間地域では、都市部への若年層の流出によって地域の担い手が減少し、地域コミュニティの維持・存続といった社会的な課題とともに、地域の環境保全の取組の面でも深刻な影響を与えています。

例えば、農林業の担い手の減少により、荒廃農地(耕作放棄地)の増加や森林の荒廃が進むこと、里地・里山などの豊かな自然が失われ、その結果、生物多様性の低下・損失を招くことなどが懸念されています。

こうした人口の減少や地域偏在に歯止めをかける対策を進めると同時に、既に起きている環境への影響を踏まえ、その改善・回復に向けた取組を進めることが急務となっています。

(3) 頻発する大規模な豪雨災害

近年、世界各地で、大雨による洪水や干ばつなどの自然災害が毎年のように起きており、国内でも、豪雨による災害が頻発しています。

気象庁では、こうした災害について、「背景にある地球温暖化の影響を考慮する必要がある」とし、過去の観測データの解析を行っています。それによると、

- ・1日の降水量が200ミリ以上という大雨を観測した日数は、増減を繰り返しながらも長期的には明瞭な増加傾向を示している。
- ・“滝のように降る”1時間あたり50ミリ以上の短時間の強い雨の頻度が長期的な増加傾向にあるなど、雨の降り方に変化が見られる。

などとし、こうした極端な気象・気候現象は、今後地球温暖化が進行すればさらに増加していくと予測されている、とも記しています。

そのため、環境保全の取組を含む様々な行政施策においては、こうした気象・気候の変化を認識し、大規模災害のリスクや備えを念頭に進めていく必要性が高まっていると言えます。

(4) 国の方針・計画

<環境政策の方向性>

国では、環境保全に関する条約や国際的な方針等を踏まえ、環境政策に関する法律や計画等を定めており、地方自治体の取組も含め、各種施策を進める上での基礎となっています。

す。

●環境基本計画(第5次計画、平成30(2018)年4月)

国の環境基本計画では、環境基本法や累次の計画と同様に、「持続可能な社会」を基本的な方向性として示しており、第5次計画で目指すべき「持続可能な社会」の姿として、次のように記述しています。

～「持続可能な社会」の姿～

経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する循環共生型の社会。

そして、この「持続可能な社会」の構築にあたり、今後の環境政策が果たすべき役割は、経済社会システムやライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出すること、また、深刻化・複合化する環境・経済・社会の諸課題の同時解決を実現すること、と整理しています。

また、各々の地域が持続可能であることの重要性から、重点戦略の一つに「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」を据え、「地域循環共生圏」の創造を目指すこととしています。

～地域循環共生圏～

各地域が、その特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク(自然的なつながり・経済的なつながり)を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら、農山漁村も都市も活かしていくもの。

●地球温暖化対策計画と気候変動適応計画

IPCC第5次報告書を踏まえた国連の取組(「パリ協定」)を踏まえ、我が国としての「地球温暖化対策計画(平成28(2016)年5月)」及び「気候変動適応計画(平成30(2018)年11月)」が策定されました。これは、気候変動対策を進めていく上で、「緩和」策と「適応」策は車の両輪である、との考えのもと、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10(1998)年)」及び「気候変動適応法(平成30(2018)年)」が制定され、それぞれの法律に基づく2つの計画を礎に、気候変動対策を着実に進めていく、とされているものです。

「地球温暖化対策計画」では、我が国の温室効果ガス削減目標と目標達成のための施策が、また「気候変動適応計画」では、農業や健康、自然災害、都市インフラなど分野ごとの基本的な施策が、それぞれ示されています。

関連して、国の中長期的なエネルギー政策の基本指針である「エネルギー基本計画」についても、平成30(2018)年7月に閣議決定された現行計画の改定に向けた協議が開始され、令和3(2021)年にかけて議論される見通しとなっています。

●循環型社会形成推進基本計画(第4次計画、平成30(2018)年6月閣議決定)

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法に基づいて定められている計画で、概ね5年ごとに見直しが行われており、平成30(2018)年6月19日に第4次となる循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

この計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7(2025)年までに国が講ずべき施策が示されています。

～レジ袋の有料化～

また、プラスチックの過剰な使用の抑制を進める取組の一環として、プラスチック製買物袋の有料化を通じて消費者のライフスタイルの変革を促すため、消費者が商品の持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の有料化が、令和2年7月1日から全国一律でスタートしました。

●海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(令和元(2019)年5月変更閣議決定)

海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼし、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成30(2018)年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されました。

これを受け、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針についても変更され、次の事項が追加されています。

- ・海岸漂着物等の円滑な処理のため、内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となった対策を実施すること、漂流ごみや海底ごみについて、漁業者等の協力を得ながら処理を推進すること
- ・海岸漂着物等の効果的な発生抑制のため、使い捨てのプラスチック製容器包装のリデュースなどによる廃プラスチック類の排出抑制、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の推進等を図ること
- ・マイクロプラスチックの海域への排出抑制を図るため、事業者による洗い流しスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの使用抑制、国による実態把握を推進すること
- ・多様な主体の連携を図るほか、国際連携の確保や国際協力の推進のため、途上国の発生抑制対策の支援、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築などを行っていくこと

●生物多様性国家戦略(「2012-2020」、平成24(2012)年9月閣議決定)

この戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。わが国では、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しが行われました。

現行の戦略は、平成24(2012)年に策定されたもので、平成22(2010)年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今

後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」として閣議決定されました。

この戦略のポイントは次のとおりです。

- ・愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示
- ・2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、次の「5つの基本戦略」を設定
 1. 生物多様性を社会に浸透させる
 2. 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
 3. 森・里・川・海のつながりを確保する
 4. 地球規模の視野を持って行動する
 5. 科学的基盤を強化し、政策に結びつける
- ・今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載

●瀬戸内海環境保全基本計画（平成27(2015)年2月変更閣議決定）

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき政府が策定する、瀬戸内海の環境の保全に関する基本的な計画で、当初計画は昭和53年に閣議決定され、平成6年と平成12年に変更が行われました。

現行の計画は、平成27(2015)年に閣議決定されたもので、これまでの計画では、「水質の保全」と「自然景観の保全」の二つを目標としていましたが、湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応し、多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を目指すという観点から、次のような大幅な変更が行われました。

- ・生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立て
- ・水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、地域性や季節性に合った水質の管理が重要であるため、水質保全の目標に「管理」の観点を追加
- ・生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり、限りあるものであるため、「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立て
- ・計画の適切な進捗管理のため、計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検を行うことを明確化

<関連する国の方針等>

また、国においては、デジタル化に係る技術革新を背景に、IoTやAIを活用し、経済発展と環境問題を含む様々な社会的課題の解決の両立を図る、新たな社会システム（「Society5.0」）の構築を目指す考えを打ち出しています。

加速するデジタル化の流れや、新興感染症対策としての新たな生活様式への移行など、社会全体のあり方が大きく変わろうとする中、環境保全に関する施策の検討や具体的な取組の推進においても、こうした大きな変化を捉え、それと連動させて考えいくことが肝要です。

3 県内の現状と課題 ～これまでの取組の成果と課題～

一 県環境基本計画に基づく取組の状況一

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

国の「地球温暖化対策計画(平成28(2016)年5月)」を踏まえ、県においても「岡山県地球温暖化防止行動計画」の見直しを行い、平成29(2017)年3月に改訂しました。

改訂後の計画では、県内の温室効果ガス排出量について、計画の目標年次である令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で17.7%削減する目標を掲げています。

目標達成に向け、太陽光発電をはじめとする新エネルギーの導入促進や、クールビズ・ウォームビズ、クールチョイスなど行動変容を促す運動やキャンペーン、機器導入支援等による省エネ型ライフスタイルの普及・定着、環境学習等を通じた意識の醸成、森林の保護による吸収源対策などに取り組んできたところです。

これらにより、県内のエネルギー消費量は、一部の部門を除き目標を超えて削減が図られ、また、電気自動車等の普及台数や、アースキーパーやエコドライブなどを通じて環境保全に参加する人が順調に増加・拡大するなど、成果が得られています。

しかし、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の削減については、業種(部門)によって困難さが異なったり、新エネルギーの導入においては、固定価格買取制度改正などの影響等もあって伸び悩んだり、課題のある取組もみられます。

一方で、大規模な自然災害の頻発など深刻化する気候変動の影響も背景に、令和32(2050)年に温室効果ガス排出ゼロを目指そうとする動きが加速し、「ゼロカーボン宣言」を行う自治体が全国に広まる中、本県も、令和2(2020)年7月、表明しました。

今後は、これら国内外の情勢や潮流を捉えるとともに、これまでの取組の状況を踏まえながら、より効果的な施策展開を図っていく必要があります。特に、温室効果ガス排出量の削減では、本県の産業構造を勘案したアプローチが求められ、また、新エネルギーの導入促進においては、地域特性に応じたポテンシャルの見極めや自家消費型・地域循環型の利用へのシフトなど、個々の事案に応じた検討が求められます。

また、こうした、温暖化に歯止めをかける「緩和」策とともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」策についても並行して進めていかなければなりません。

(2) 循環型社会の形成

本県では、全国に先駆けて制定した岡山県循環型社会形成推進条例(平成13(2001)年)に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進しているほか、岡山県廃棄物処理計画により廃棄物・循環資源に関する基本方向を定めるとともに、県民、事業者、処理業者、行政等の役割を明らかにし、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による循環型社会の形成に向けた取組を実施しています。

特に、産業廃棄物については、税の賦課による発生抑制等の効果を期待し、平成15(2003)年に岡山県産業廃棄物処理税条例を施行し、その税収を産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止等の施策に充てています。

また、県民意識の醸成にも力を入れて取り組んでおり、「おかやま・もったいない運動」や「マイ・バッグ運動」、食べ残しを減らす「30・10運動」など、県独自の広報・啓発活動を積極的に展開してきたところです。

これらの取組の成果として、一般廃棄物・産業廃棄物ともに、数値目標である排出抑制・

資源化率の向上が図られています。

さらに、この間の新たな課題への対応として、平成30(2018)年7月に発生した西日本豪雨災害での経験を教訓に、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制づくりに向けた市町村支援に取り組んできたほか、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、本県においても海ごみの問題に県下一丸となって対応していくため、令和2(2020)年4月、全市町村及び岡山県経済団体連絡協議会と共同して「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行いました。

今後は、これまでの取組をさらに進めるとともに、食品ロスの削減など新たな課題にも重点的に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用の促進等によって環境負荷を可能な限り低減する、循環型社会に転換していくことが必要です。

(3) 安全な生活環境の確保

大気・水・土壌などの汚染・汚濁は、県民の健康や生活環境に直接的な影響を及ぼすため、県では、これら環境の状況を継続的に監視し、環境基準の達成状況等を確認しつつ、様々な施策に反映させています。また、工場等からの排出ガスや排水が、法令に基づく排出基準に適合しているか立入検査などで確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに、自動車排ガス対策や生活排水対策などの啓発事業などにも取り組んでいるほか、環境放射線の状況についても監視を行っています。

県内の環境の状況は、大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物、主要河川の水質など、環境基準の達成率がほぼ100%となっているものがある一方で、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント、児島湖や瀬戸内海の水質など、環境基準の達成率が低いものも未だ残っています。また、有害物質による土壌汚染や建築物中のアスベストなどへの対応や、産業発展に伴う多様な化学物質の管理、瀬戸内海の栄養塩の管理など、新たな課題もみられるところですが。

こうした状況も踏まえ、県では、これまで実施してきた県民・事業者・行政等が連携・協働した取組に加え、メール配信による大気汚染情報の即時提供や稲わら等の野焼きを減らすための農業団体と連携した啓発、児島湖の水質やイメージを改善させるための環境用水の導入に向けた取組やテナガエビなどの生物を利用した水質浄化、民間団体と水産事業関係者が連携して取り組む瀬戸内海の藻場の再生など、新たな視点やアイデアも取り入れながら対策を進めているところですが、なお一層の効果的な施策の展開が求められています。

～住民理解のもとでの安全・安心な開発等～

環境問題の未然防止や解決などのためには、事業者と地域住民が、環境負荷やその低減に関する情報を共有し、対話を行うことによりお互いの理解を深めていくことが重要であり、「環境コミュニケーション」の推進に取り組んでいるところです。

こうした観点にも立った本県独自の取組として、「太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、令和元(2019)年10月に施行しました。

再生可能エネルギーである太陽光発電の導入拡大は、気候変動対策の有効策の一つですが、一方で、導入に当たっては、安全性の確保や環境保全の面での懸念も指摘されるところです。こうしたことを踏まえ、条例では、事業者に対し、計画作成の初期段階から地域

住民への十分な情報提供を行うことなどを求めており、県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及・拡大を図ることを、条例の目的としているものです。

(4) 自然と共生した社会の形成

本県の豊かな自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、様々な公益的機能を有しており、人々に安らぎと潤いを提供しています。こうした豊かな自然環境は、県民共通の財産であり、より良い形で次代に引き継いでいくことが重要です。

特に、次代を担う子どもたちに自然とふれあう機会を提供することは重要であり、こうした機会につながる屋外レジャーは、新型コロナウイルス感染症の影響下における新たな生活様式にもマッチしており、改めて県民の関心やニーズが高まりつつあります。

また、近年、様々な人間活動が、かけがえのない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕している一方で、イノシシやニホンジカなど一部の野生鳥獣が増加し、農林水産業に大きな被害を与えています。

ツキノワグマについても、生息数の増加に伴い、人里への出没が数多く報告され、県民の生活を脅かす事態も起きていることから、県民の安全・安心の確保を第一に、市町村等と連携し、住民への注意喚起や被害防除に努めながら、適切に対策を講じていく必要があります。

多様な生物によって構成される生態系は、県民に様々な恵みをもたらすと同時に、すべての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって確保するとともに、安全・安心のもとで人と自然との共生関係を構築することが求められています。

県では、これまで、自然公園の保護や、自然環境学習の推進、希少野生動植物の保護などに取り組んできたところですが、引き続き、自然公園など本県の豊かな自然を維持・保全するとともに、施設・設備の管理を適切に行いながらその魅力アップを図り、分かりやすい方法により情報発信していくことが重要です。

(5) 参加と協働による快適な環境の保全

環境保全の取組を進める上では、県民や事業者、関係団体、NPO等の活動団体、行政など、あらゆる主体の積極的な関わりが欠かせません。

そのため、これまでも“参加と協働”の場の提供や、環境学習・環境教育を通じた意識の醸成などに取り組んできました。

また、「景観」の保全についても、住民の生活により近い市町村の主体的な取組を促すとともに、県民、企業等の参加のもとで、地域特性を生かした良好な景観の保全と形成、創造に努めています。

これらの取組のうち、特に、環境学習・環境教育については、小学校等への出前講座やエコツアーの実施回数・参加者数が目標を上回るなど、高く評価されるとともに、継続して取り組むべきとの県民の意見も多く聞かれているところです。

さらに今後は、これまでの取組とともに、指導者の育成や関係者間のネットワークづくり、県民の関心の高い気候変動等に関する情報の発信などについても、より積極的に取り組むことが求められています。

(6) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

環境・経済・社会の諸課題は、密接に関連し合っており、環境の保全は、経済の成長や産業の振興を図りながら、同時に進められることが重要です。

そうした視点に立ち、県ではこれまでも、環境等関連分野において、産学官が連携して高機能・高付加価値な技術や環境負荷の少ない製品の開発等に取り組んできたほか、消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択することにより、需要や市場の拡大が図られ、その結果、環境ビジネスが発展し、さらに環境改善が進むことを期待し、省エネ性能の高い製品の購入促進や、県内で生産されているリサイクル製品等の認定・周知を行うとともに、県自らも率先して再生品等の積極的な調達(グリーン調達)に取り組むことで一層の普及拡大を図ってきたところです。

また、森林資源を活かした木質バイオマスの利活用促進や、環境保全型農業の推進など、農林水産分野においても、環境への負荷を減らすための取組を進めており、業種や分野を問わず、環境保全の取組が広がりつつあります。

一方で、環境マネジメントシステムの普及拡大など伸び悩んでいる取組もみられ、企業・事業者のより主体的・積極的な行動につながるよう、成功事例の紹介や関連情報の提供など、取組の工夫が課題となっています。

今後、環境経営へのシフトなど世界の潮流も捉えつつ、環境と経済が両立する社会の構築に向け、さらなる意識の改革や効果的な施策の展開が必要です。

◆◆トピックス◆◆ 新興感染症の発生・拡大への対応

令和元(2019)年12月に中華人民共和国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、その後、ヨーロッパなど世界各国に広がり、令和2(2020)年1月、世界保健機関(WHO)は「緊急事態」を宣言し、これを受け、各国は都市封鎖や国境閉鎖など感染拡大防止の対策を強化するなど、人々の日常生活や経済活動は大幅に制限される事態となりました。

現状(令和2(2020)年10月)においては、各国・地域でそれぞれ状況は異なるものの、徐々に経済活動を再開させる動きも見られ、状況に応じて規制を強めたり緩めたりしながら、ウイルスとの共存を図る段階へと移行しつつあります。

日本でも、令和2(2020)年1月に最初の患者が報告されて以降、新規感染者数が増減を繰り返すなど、未だ収束が見通せない中ではありますが、感染防止対策を講じた「新しい生活様式」の普及・定着が図られつつあり、行政全般においても、施策の検討や事業の進め方など、そうした変化を踏まえた見直しや工夫が必要となっています。

環境保全の取組も、本計画に掲げる目標や、個々の取組の進め方・実施手法等について、逐次変化する状況を踏まえながら、現実に即し、柔軟に運用していくことが求められています。

第3章 目指す姿

1 計画により目指す将来の姿

県では、これまで、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を目指し、県民、NPO、事業者、行政等のあらゆる主体が、認識の共有を図りながら、参加と協働の下で、環境保全の取組を進めてきました。

本計画においても、こうした考え方を踏襲し、長期的な視点としての目標年次である令和22(2040)年頃の姿について次のとおり定め、これを目指すこととします。

**<目指す姿> 「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」
～ 守ろう！つなごう！岡山の環境(仮案) ～**

そして、それが達成された将来の姿を、

- 気候変動対策が進んでいる社会
- 資源循環の仕組みが構築された社会
- 安全・安心な生活環境に囲まれた社会
- 自然と共生する社会
- 環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会

として、その具体的なイメージを描きます。

2 目指す姿の具体的なイメージ

(1)気候変動対策が進んでいる社会

「地球温暖化のリスクを誰もが理解し、温室効果ガスの排出をできるだけ抑えた地球環境に優しい生活スタイルが人々の間に定着している社会」を目指します。

- ◇地域資源を活かした新エネルギーの導入が進み、エリア内でのエネルギー循環や災害時・緊急時の備えなど、生活や地域に根ざした形で普及しています。
- ◇家庭や事業所等では、省エネルギー型の設備や機器が普及し、また、移動の場面においても、スマートな交通手段への転換が図られています。
- ◇県民の間で環境を守る意識が高まり、賢い選択によるライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。

(2)資源循環の仕組みが構築された社会

「限りある資源を大切にす意識や取組が浸透し、街や海・山が、ごみのないきれいな状態に保たれている社会」を目指します。

- ◇循環型社会の大切さを誰もが意識し、3Rや食品ロスを減らす取組を日々の暮らしの中で実践しています。
- ◇家庭や事業所から出されるごみは、ルールに沿って、リサイクルなどの処理が、きちんとされています。
- ◇廃棄物の不法投棄や不適正処理が未然に防止され、地域の環境美化活動も活発に行

われています。また、災害時に備えた廃棄物の処理体制も整っています。

(3)安全・安心な生活環境に囲まれた社会

「きれいな空気や水に囲まれ、安心して日常を過ごすことができる健康的な社会」を目指します。

- ◇工場や自動車の排ガス、PM2.5などによる大気汚染が抑制され、県下全域に澄んだ空気が広がっています。
- ◇河川や児島湖、瀬戸内海などの水環境が良好な状態に維持され、美しい自然景観や豊かな水産資源が育まれています。
- ◇ダイオキシンやアスベスト等の有害な物質や、騒音、振動、悪臭、環境放射線など、健康や暮らしに影響を及ぼす要因が抑制され、安全・安心な生活環境が保たれています。

(4)自然と共生する社会

「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指します。

- ◇自然公園など県内の優れた自然環境が維持・継承され、地域の特性に応じたきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が生息・生育しています。
- ◇県民誰もが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然と共生する考えに基づく行動を実践しており、優れた自然環境から得られる暮らしの豊かさを実感しています。
- ◇適切な整備によって豊かな森が育ち、都市にも緑が配置されるなど、水と緑に恵まれた環境が広がっています。

(5)環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会

「すべての県民が、環境に関する問題を自分事として捉え、行動する社会」、「産業振興による経済の成長が図られつつ、環境保全の取組も進んでいる社会（環境保全と経済成長が相互にプラスをもたらしながら進んでいる社会）」を目指します。

- ◇学校や地域で、環境について学び体験する様々な機会が用意されており、多くの人が参加し、省エネや環境美化、景観の保全などの実践行動に結び付いています。
- ◇業種を問わず、環境に配慮した事業経営への意識が高まり、技術開発等によって、より環境性能の高い製品や環境負荷の少ないサービスの提供が進んでいます。
- ◇環境配慮に取り組む企業・事業者や環境配慮の製品・サービスを評価・認証する制度が積極的に活用され、消費者の賢い選択にもつながっています。

第4章 具体的な取組

前章に掲げる目指す姿を実現するため、4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」により、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけます。

基本目標

I 気候変動対策(緩和・適応)の推進

地球温暖化防止の取組をさらに進めるため、新エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進のほか、脱炭素社会に向けたライフスタイルの定着、森林保全等による吸収源対策などに取り組むとともに、気候変動影響の被害を回避・軽減する適応策についても、具体的な取組につなげていくための検討や調整を進めます。

重点プログラム

新エネルギーの導入推進

●太陽光発電の導入促進

晴れの国の特長を生かした太陽光発電については、自家消費型の利用や、災害時・緊急時の自立型電源としての活用へも関心が拡がりつつあり、今後、家庭や地域等において一層の導入が進むよう、取組を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
県内に設置された太陽光発電総設備容量 (メガワット、累計)	1,802	3,500

●木質バイオマスのエネルギー利用推進

未利用間伐材等を利用した木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーの導入などにより、エネルギー転換を促進するとともに、木質バイオマスを安定供給できる体制づくりを促進します。

●情報の発信と地域資源を活かした取組の推進

本県でも、関係団体や事業者等と連携しながら、新エネルギーについて研究するとともに、セミナーや研修会を通じて、最新の動向や先進的な取組事例など、広く情報の発信・共有を図ります。

また、中山間地域をはじめとする県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用して地域で使用する電力を生み出すため、国に対する規制改革促進の働きかけ等を進めながら、市町村やNPO等と連携して小水力発電の導入を促進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
新エネルギー関係セミナーへの参加者数 (人、累計)	2,889	3,500

●地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進

地域にある自然や資源を生かした新エネルギーの導入等による創エネや省エネ、蓄エネを進め、エネルギー利用の効率化やエネルギー自給率を高めるスマートコミュニティの実現を目指す、意欲ある市町村の取組を拡げていきます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
新エネルギーの導入を核とした地域づくりに取り組む地域の数 (箇所、累計)	9	19

省エネルギーの推進

●オフィスビル等の省エネルギー化の推進

建築物の新築時等に合わせて、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合義務や省エネ措置の届出制度等の周知を図るとともに、有効な整備手法等の導入を促し、建築物の省エネルギー化を推進します。また、BEMSなどの導入による運用面での省エネルギー化や、ZEBによる建物のエネルギー収支ゼロ化の働きかけも進めていきます。

●県有施設等の省エネルギー化の推進

県有施設への省エネ設備・機器の導入、エネルギーの見える化、太陽光発電等の新エネルギーの導入等を推進するとともに、環境マネジメントシステムや省エネ法等に基づく運用管理により、県自らが率先して節電・省エネルギーに取り組みます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
県の事務事業から生じる温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	59,795	73,675 (令和4年度) (2022年度)

●省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大

インターネットでの情報発信等を通じ、住宅の性能(省エネルギー性等)を評価する住宅性能表示制度などの認知度の向上、建築物省エネ法に基づく省エネ措置の届出制度等の周知を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発します。

●省エネルギー型機器等の普及拡大

「エコパートナーシップおかやま」や「アースキーパーメンバーシップ」会員等を通じて、太陽熱利用システムや家庭用燃料電池の導入、照明器具のLED化、冷蔵庫やエアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すとともに、HEMS等を活用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
家庭用燃料電池の導入台数 (台、累計)	2,096	2,600

脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

●アースキーパーメンバーシップ制度の推進

県民・事業者をあげて地球温暖化防止活動を推進するため、自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員が会員の活動を支援します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
アースキーパーメンバーシップ会員数 (人・事業所、累計)	13,537	16,000

●COOL CHOICE (賢い選択)の推進

クールビズ・ウォームビズのさらなる浸透・定着をはじめ、家庭や職場で、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる“賢い選択＝クールチョイス”が広がるよう、積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促していきます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
おかやまCOOL CHOICE!宣言企業・団体数 (件、累計)	272	300

●エコドライブの推進

やさしい発進を心掛けたり、不必要なアイドリングをしない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
エコドライブ宣言者数 (人、累計)	35,456	47,000

●地球に優しい移動手段の選択

「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)の広報啓発や、自転車や公共交通機関を利用した通勤などに国等と連携して取り組む「スマート通勤おかやま」、「ノーマイカーデー」の設定による県職員等のマイカー利用の自粛などの率先行動により、県民等の自動車の利用抑制に取り組めます。

また、バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライドや環境定期券等の広報啓発等により、バス・電車・自転車等の利用を促進します。

環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進

●信号灯器のLED化の推進

従来の電球式信号灯器に比べ、消費電力が約1/4となるLED式信号灯器の設置を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
信号灯器のLED化率 (%)	67.1	87

●県公用車へのエコカーの率先導入

エコカーの県内への普及を促進するため、岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、県公用車への率先導入に努めます。

●電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及促進

走行中のCO₂や排ガス排出の観点から、環境性能が高い電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)について、蓄電池の機能にも着目しながら、普及促進に取り組みます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及台数 (台、累計)	5,133 (平成30年度 (2018年度))	8,600

●道路交通の円滑化の推進

交通渋滞を緩和し、人や物のスムーズな移動を確保するため、現道の拡幅による交通容量の拡大やバイパスの整備による交通量の分散など、効率的・効果的な道路整備等の推進を図ります。

また、交通状況等に対応してより細かな信号制御が可能となる高性能化した信号機の整備、高度化した光ビーコンによる交通情報の提供等により、交通の円滑化、交通渋滞の緩和に努め、自動車からの大気汚染物質の排出削減や道路交通騒音の低減を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
主要渋滞箇所数 (箇所)	50	45
信号機の高性能化整備数 (基、累計)	504	630
高度化光ビーコン整備数 (基、累計)	569	790

温室効果ガスの排出抑制と吸収源対策の推進

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を適切に運用し、県内の温室効果ガス大量排出事業者の削減計画及びその実績を公表するとともに、優良な排出削減事例の周知などを通じて、事業者の自主的な温室効果ガス排出抑制を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる事業所の温室効果ガス排出量 (万 t-CO ₂)	3,276 (速報値)	2,895

●フロン類の排出抑制の推進

オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使用している第一種特定製品(業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器)の管理者(所有者等)に対し、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時等のフロン類回収など管理者の義務について周知・徹底するとともに、第一種フロン類充填回収業者に対し、第一種特定製品に係るフロン類の適切な充填及び回収に向けた指導に努めます。

●公益的機能を高めるための森林整備の推進

森林の持つ公益的機能(地球温暖化防止を含む)を十分に発揮させるため、林業経営が見込める人工林においては、間伐や少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営が見込めない人工林は管理コストの低い針広混交林へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。

●県民参加による森づくりの推進

県民参加の森づくり活動の拠点となる「おかやま森づくりサポートセンター」の運営の支援を通じて、森林ボランティア団体等の森林保全活動を促進します。

また、活動可能な森林の情報や支援内容など、森づくり活動に取り組む企業等が求める情報を広く発信するとともに、活動対象森林を拡充するなど受入体制の整備を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
森づくり活動への参加企業数 (企業、累計)	26	28

●都市緑化等の促進

都市緑化は、ヒートアイランド対策や建物の省エネルギー対策として着目されていることから、緑化に適した植物や植栽に関する情報提供等を通じ、事務所の敷地内や建物の屋上・壁面等の緑化を一層促進します。

気候変動への適応

●適応計画の策定と推進

気候変動に対処し、県民の生活や、経済・社会の持続的な発展を図るため、県域における自然的経済的社会的状況に応じた地域気候変動適応計画を策定し、計画に沿った着実な取組を実行します。

●適応の推進体制の整備

県域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、整理、分析及び提供を行う体制を整備します。

II 循環型社会の形成

資源循環等により環境への負荷を可能な限り抑える“循環型社会”の形成に向け、キャンペーン等を通じた意識の醸成や実践行動への働きかけ、3Rの促進、廃棄物の適正処理の推進などに取り組むほか、災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、地域ごとの体制づくりを支援する取組を進めます。

重点プログラム

循環型社会実現に向けた意識改革と実践

●「おかやま・もったいない運動」の推進

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、各種イベントの開催などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

●プラスチック3Rの推進

海洋プラスチックごみ問題など、環境に及ぼす影響が課題となっているプラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供を行うことにより、プラスチック3Rに向けた主体的な取組を促進します。

●食品ロス削減の推進

まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」については、消費者、事業者、行政の各主体の役割を明確にするとともに、具体的な削減方策等を示した上で、関係者間の緊密な連携のもと、削減の取組を推進します。

●循環資源マッチングシステムの利用促進

循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源の有効活用を行う「循環資源マッチングシステム」の利用を促進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
循環資源登録数 (件)	441	470

一般廃棄物の3Rの推進

●循環型社会づくりに向けた処理システムの構築

循環型社会づくりに向けて、市町村が行う一般廃棄物処理事業については、廃棄物の排出抑制、循環的利用とともに、適正かつ効率的に処分される処理システムとして構築される必要があり、費用負担の公平化や住民の意識改革に資するごみ処理の有料化など、地域の実情に応じた効果的な取組に関する助言等の技術的援助を行います。

●ごみの分別収集の徹底

市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集の徹底に向けた助言のほか、生ごみや廃食用油等の分別収集に関する仕組みの導入など先進的な自治体の取組、家電品の回収体制の構築等について情報提供を行います。

●リサイクル関連法の周知・徹底

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法及び資源有効利用促進法の趣旨・目的を踏まえた一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
一般廃棄物の排出抑制・資源化率※ (%)	96.3 (平成30年度 (2018年度))	97

※「循環型社会づくりに向けた処理システムの構築」、「ごみの分別収集の徹底」、「リサイクル関連法の周知・徹底」に共通する指標

産業廃棄物の3Rの推進

●排出事業者に対する指導・助言

産業廃棄物の多量排出事業者が作成する廃棄物処理計画や実績報告への指導・助言、ホームページでの公表により、排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量化の取組を促進します。

●リサイクル関連法の周知・徹底

建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び食品リサイクル法の関係事業者に対し、制度の周知や法令遵守の徹底等を行い、産業廃棄物の適正処理及び3Rを推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
産業廃棄物の排出抑制・資源化率※ (%)	95.6 (平成30年度 (2018年度))	96

※「排出事業者に対する指導・助言」、「リサイクル関連法の周知・徹底」に共通する指標

●3Rに関する広域ネットワークの形成

中四国圏域を中心とした3Rに関する新技術やビジネスモデル、各種循環資源に関する情報提供、マッチングの実施、展示商談会の開催などにより、県境を越えた広域的な3Rのネットワーク形成を図ります。

●公共工事に係る廃棄物の再資源化

県土木部が発注する工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材に係る分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化等に努めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥)の再資源化率 (%)	74.8~100	100

●循環型社会形成推進モデル事業の推進

先進的なりサイクル施設等の整備や新たなりサイクル技術の開発等を支援する循環型社会形成推進モデル事業(地域ミニエコタウン事業)を推進します。

廃棄物の適正処理の推進

●一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が進むよう、市町村に対し、助言等の技術的援助を行うとともに、国の循環型社会形成推進交付金等制度の活用を働きかけていきます。

●産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導

排出事業者や処理業者への立入検査等により、法令遵守を徹底し産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、違反行為に対しては改善命令や許可取消等の行政処分はもとより警察とも連携して厳正に対処します。

●PCB廃棄物の計画的な処理の推進

PCB廃棄物の保管・処分状況を把握し、保管事業者等に適正な保管及び処分期限までの処分を指導し、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理を推進します。

●農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進

果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等で使用された農業用使用済みプラスチックについて、市町村、農協等の関係団体と連携し、地域における回収・処理体制の一層の充実と、リサイクル処理を主体とした適正処理の推進を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理率 (%)	15.6	40

●産業廃棄物の広域的な移動に対する対応

産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われており、特殊な処理技術を要する産業廃棄物も多く、他県との調整を図りながら的確な対応に努めます。また、県外から県内に搬入される産業廃棄物の実態の把握、適正処理の確保等に努めます。

不法投棄等の根絶と環境美化の推進

●不法投棄等の防止と早期発見

産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールや、夜間休日監視や上空監視等の徹底した監視、不法投棄110番の設置による事案の早期捕捉により、不法投棄等の防止と早期発見に努めます。

●海ごみ対策の推進

瀬戸内海のごみの多くは、内陸部で発生したごみが河川などを通じて流入する生活系のごみであることから、市町村や経済団体等と連携し、県内全域での発生抑制対策や回収・処理に取り組みます。また、普及啓発活動を通じて、県民意識の醸成と実践行動の促進に努めます。

●地域の活動の促進

私たちの暮らすまち、山、海などが、きれいで美しい地域として保たれるよう、環境保全団体や民間ボランティア団体等によるポイ捨てごみ等の清掃活動や花いっぱい活動などの環境美化活動を促進します。

災害廃棄物に対する備え

●円滑な処理体制づくり

大規模地震や洪水等の災害による多量の災害廃棄物の発生に備えて、国、市町村、関係事業者団体、他の都道府県等との協力・支援体制の整備のほか、廃棄物処理施設等に関する情報の整理、職員に対する教育・訓練、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援等を進めながら、円滑な処理体制の構築に努めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
災害廃棄物処理計画策定市町村数 (市町村)	14	27

Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出

大気や水などの生活環境の安全・安心を守るため、PM2.5対策をはじめ、児島湖や瀬戸内海の再生、工場への指導等を通じた土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭の防止、アスベストやダイオキシン等の有害化学物質による環境汚染の防止、環境放射線の監視など、様々な対策を講じます。

重点プログラム

大気環境の保全

●工場・事業場対策の推進

ばい煙発生施設などを設置する工場・事業場への立入検査の実施等により、排出基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、処理施設の改善や燃料・原料対策、揮発性有機化合物の削減対策についても指導します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
工場・事業場の排ガス等基準適合率 (%)	98	100

●大気汚染防止夏期対策の実施

夏期は、日差しが強く、気温が高くなることから光化学オキシダントの濃度が上昇しやすくなります。このため、特に夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
オキシダント情報等メール配信登録者数 (人、累計)	16,894	22,000

●微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進

PM2.5に関する正確な情報の提供に努め、PM2.5が高濃度になるおそれがあると判断される日には、県民に対する注意喚起を行います。

また、PM2.5の原因の一つである稲わらの野焼きについて、稲わらを焼かずにすき込むなどの有効利用を促します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
PM2.5環境基準達成率※ (%)	55.7	85

※現状：平成29(2017)年度～令和元(2019)年度の平均値

努力目標：令和4(2022)年度～令和6(2024)年度の平均値

●ディーゼル自動車粒子状物質削減対策の推進

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減指導を行うとともに、低公害車や最新規制適合車への代替を促します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
ディーゼル自動車粒子状物質対策済率※ (%)	72.8	80

※岡山県環境負荷低減条例の報告義務事業者における値

水環境の保全

●生活排水対策の推進

クリーンライフ100構想等に基づき、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、下水道への接続及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

また、生活排水対策が特に必要な地域として指定している生活排水対策重点地域については、引き続き生活排水処理施設の整備や啓発等、計画的かつ総合的な対策を進めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
汚水処理人口普及率 (%)	87.3	92.1

●工場・事業場対策の推進

特定事業場の立入検査等により排水基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、必要に応じ、生産工程や排水処理方法の見直しも指導し、汚濁負荷量の削減を促進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
工場・事業場の排水基準適合率※ (%)	93.3	98

※生物化学的処理においてpHがわずかに基準に適合しないケースがあり、その場合にも、速やかに是正の指導を行います。

児島湖水質保全対策の推進

●児島湖再生の推進

児島湖に係る湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため、関係機関、関係団体等との緊密な連携により、各種事業の円滑な推進を図ります。

また、環境保全活動団体や大学等との協働により、清掃活動や研究等を推進し、児島湖に関する様々な事業を効果的に展開します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
水質目標値※ (COD : mg/L)	8.1	7.2
環境用水の導入量 (m ³ /S)	0	2.4

※現状 :平成29(2017)年度～令和元(2019)年度の平均値

努力目標:令和4(2022)年度～令和6(2024)年度の平均値

●児島湖流域下水道事業の推進

児島湖の水質保全と快適な生活環境の創出のため、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図るとともに、児島湖流域下水道浄化センター処理施設の老朽化対策や耐震化を計画的に推進します。

瀬戸内海の保全と再生

●沿岸域の環境の保全、再生及び創出

良好な海域環境や漁業資源の維持を図る上で重要なアマモ場等の保全及び再生の取組を支援します。また、効果的な栄養塩供給技術を検証しながら、漁場環境の改善による資源回復を図り、漁業資源の持続的な利用を推進します。

また、底質環境の悪化原因ともなっている海ごみをなくすための取組を、関係者一体となって推進するほか、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内における建築行為等の規制を行います。あわせて、人と海が直接ふれあうことができる身近な海水浴場及び自然海岸を保全するため、水質調査や清掃活動等を実施するとともに、自然海岸等を活用した環境学習の実施に努めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
自然海岸を活用した環境学習の回数 (回)	5	5

●水質の保全及び管理

瀬戸内海の水質環境基準を達成するため、下水道の整備等による生活排水対策、事業場に対する総量規制基準の遵守徹底等による産業排水対策など、総合的な発生汚濁負荷量の削減を図ります。

また、湾・灘等ごと季節ごとにおける漁業、海域環境の特性や実態に応じた水質の管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進します。

●瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全

本県における瀬戸内海の自然景観の核心的地域として瀬戸内海国立公園に指定されている鷲羽山、金甲山、王子ヶ岳、渋川海岸、笠岡諸島等の地域について、優れた自然景観が適正に保全されるよう規制の徹底等を図ります。また、緑地等や自然景観と一体となった史跡、名勝、天然記念物等の保全などにより、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めます。

●水産資源の持続的な利用の確保

水産資源は生態系の構成要素で、限りあるものであるという考えに従い、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を実施するように努めます。

また、資源増大を図るため栽培漁業を推進するとともに、漁業者が実施する禁漁期間の設定や網目の拡大などによる資源管理型漁業の取組を推進し、資源の増大を図ります。

さらに、遊漁によって資源への影響が危惧される魚種もあることから、遊漁者に対して資源管理型漁業の取組や漁場利用のルール等を周知します。

騒音・振動・悪臭の防止

●道路交通、航空機、新幹線鉄道の騒音・振動対策

環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道や新幹線鉄道沿線、空港周辺の環境調査を実施します。また、道路の新設・改良に当たっては低騒音舗装の敷設に努めるなど、関係機関による騒音等の防止対策を促進します。

●騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定

関係機関と協議し、順次、環境基準の類型あてはめを行います。また、主要な発生源を規制するため、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域についても、町村の意見をもとに拡大を図ります。

土壌・地下水汚染の防止

●工場・事業場対策の推進

工場及び事業場への立入検査等により、水質汚濁防止法に基づく構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施を指導するなど、有害な物質の漏えいによる土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

有害化学物質による環境汚染の防止

●有害大気汚染物質対策の推進

ダイオキシン類やベンゼン等の環境中の濃度を的確に把握するとともに、発生源に対する指導を通じて排出抑制を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
有害大気汚染物質等の環境基準及び指針値達成項目 の割合 (%)	93	100

●有害化学物質対策の推進

残留性の高い化学物質について、環境調査を実施することにより、環境中の存在状況を把握し、データの蓄積を図るとともに、新たな知見の集積に努めます。

●アスベスト対策の推進

アスベストの飛散防止を図るため、建築物等の解体現場への立入検査や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施します。

環境放射線の監視

●環境放射線の監視測定の実施

人形峠環境技術センター周辺の環境を保全・監視するため、同センターや探鉱・採鉱活動跡である中津河捨石堆積場周辺等の環境放射線等の監視測定を継続して実施し、その結果を情報提供するとともに、放射線に関する知識の普及に努めます。

また、県内の環境放射線量を監視するため、5箇所を設置したモニタリングポストにより測定している結果についても情報提供を行います。

IV 自然と共生した社会の形成

人と自然が共生した社会を目指し、自然公園の保護や魅力向上による利用促進、希少野生動植物など野生生物の保護と管理、体験や学習等を通じた自然とのふれあいの推進、里山の保全やみどりの創出など、本県の豊かな自然や優れた景観を守り、親しみ、次代へつないでいく取組を進めます。

重点プログラム

自然公園等の保護と利用促進

●自然公園等の魅力向上に向けた取組

本県における豊かな自然や優れた景観を保護するとともに、国の国立公園満喫プロジェクトと連携して自然公園の魅力向上や利用促進を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
自然公園利用者数 (万人)	1,100 (平成30年度) (2018年度)	1,210

●自然と調和した開発の指導

大規模な開発、造成に際しては、環境影響評価手法の活用や自然保護協定の締結を求めることにより、既存植生の保護や改変地の緑化など適切な指導を行います。

野生生物の保護と適正な管理の推進

●レッドデータブックの充実と活用

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、情報収集及び基礎調査を進めます。

また、開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、レッドデータブックを活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進します。

●希少野生動植物の保護

岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要があるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、指定希少野生動植物保護巡視員や多様な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

●鳥獣保護対策の推進

鳥獣保護区等について、指定の趣旨に沿って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況を把握した上で、定期的な巡視等、適切な保護に努めます。

また、鳥獣保護管理員等との連携を密にし、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、鳥獣保護センターを活用して傷病鳥獣の救護の取組を推進します。

●特定鳥獣保護・管理対策の推進

ツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、人とツキノワグマとの棲分けなどの対策を実施します。

一方、農林業被害が深刻化しているニホンジカ及びイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の調整及び被害防除対策等を総合的に行います。

●狩猟者の確保

猟友会等と連携し、鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保に努めます。

●外来生物に関する普及啓発等の推進

ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会、活動を通じての教育、広報活動を推進するとともに、自然保護推進員等と連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

また、対策が必要とされる地域について、様々な主体との協働により、完全排除又は影響の低減を図る取組を推進します。

自然とのふれあいの推進

●自然環境学習等の推進

子どもたちが地域の自然の中で遊びながら自然を学ぶ体験活動を推進するとともに、みどりの少年隊やこどもエコクラブ等の子どもたちが自主的に行う自然環境学習を支援します。

また、環境学習出前講座やエコツアーなど体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習を推進し、主体的な取組ができる人材の育成に努めます。

さらに、優れた里山環境を有する自然保護センター等を活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
自然保護センターの利用者数 (人)	32,438	40,000

●自然とふれあえる体験の場や機会の充実

行政や民間団体、地域住民等の参加と連携のもと、自然観察会等の自然環境学習、植樹や育樹活動等の林業体験などの自然とふれあえる体験の場や機会を増やすとともに、情報の収集と提供に努めます。

また、長距離自然歩道や自然公園施設等については、点検を基に、その質的向上を図り、安全で安心して利用できるよう、施設の適切な管理を行うことで、利用の促進を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
長距離自然歩道の利用者数 (万人)	143 (平成30年度) (2018年度)	160
身近な自然体験プログラムの参加者数※(人)	28,636	30,000

※現状:平成28(2016)年度～令和元(2019)年度の平均値

里地・里山の保全

●農地・農業用水等の保全

人々の心に安らぎと潤いを提供している農村空間の環境を保全するため、農業者だけでなく、地域住民等も含めた多様な主体の参加と協働による、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理や、生態系保全、景観形成等の活動を支援します。

●都市と農村との交流推進

移住・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」において、農作業体験などの交流イベントについて情報発信し、都市と農村の交流を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
おかやま移住候補地体感ツアー (回)	2	2

水とみどりに恵まれた環境の保全と創出

●森林の整備による快適な環境の保全

木材の利用期を迎えている人工林において、主伐や利用間伐による木材生産と併せて、伐採跡地に少花粉苗木による再生林を推進して若齢林を造成し、人工林資源の回復を図ります。自然条件に照らして林業経営に適さない人工林においては、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、針広混交林等への誘導を推進し、また、間伐の遅れた人工林の解消を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
少花粉スギ・ヒノキ苗木による 植替えの割合 (%)	96.6	100

●都市と近郊のみどりの創出

自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の緑地整備や街路樹、河川等によるみどりのネットワークの形成を促進します。

●緑化推進体制の充実

みどりの少年隊の育成強化、緑の募金活動を進め、緑化推進体制の充実を図ります。

●全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために行う国土緑化運動の中心的行事「全国植樹祭」を、令和6(2024)年に本県で開催します。この大会や開催に向けた準備を通じて、県民の緑化意識の醸成を図り、多様で豊かな森林を守り育てる取組を進めます。

横断的な視点

I 環境の未来を支える担い手づくり

環境保全の取組が、分野や業種、世代や立場を越えたあらゆる主体の参加と協働のもとで進められるよう、体験型の環境学習や環境教育のさらなる充実をはじめ、それらを担う指導者の育成や、関係者間の連携・ネットワークの場の提供、地域活動等の自主的な取組への支援など、担い手づくりに取り組みます。

重点プログラム

協働による環境保全活動の促進

●環境パートナーシップの形成促進

岡山県地球温暖化防止行動計画に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を充実させ、環境パートナーシップの形成を促進します。

●地域課題解決ビジネスの支援

環境問題など、地域や社会の課題をビジネスの手法で解決するビジネスの育成を図るため、支援機関相互の連携を図り、効果的な支援策を実施します。

●アダプト事業の推進

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動（アダプト事業）を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図ります。

●イベント等のエコ化の推進

企画段階からイベントの環境配慮事項をチェックする「グリーンイベントガイドラインおかやま」の周知と登録促進を図りながら、自然環境への配慮やごみの削減・リサイクル、公共交通機関等の利用促進など、イベントのエコ化を推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
グリーンイベント登録数 (件)	17	30

環境学習・環境教育の充実

●環境学習の機会の提供

自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりのため、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、環境学習出前講座などを通じて、特に体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習の機会を提供します。

また、廃棄物処理施設や新エネルギー関連施設など環境関連施設を訪問し、見学・体験するツアーを実施します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
環境学習出前講座・環境学習エコツアー参加人数 (人)	27,593	20,000 以上

●子どもたちの環境活動への支援

子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブなどの活動を通じ、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。

●スーパーエンバイロメントハイスクールの指定

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など、環境教育を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気づき、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。

●環境学習指導者の育成・活用

環境NPO等の団体や学校、企業、行政等、様々な主体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習に係る意見交換等を進めながら、相互の連携を深めるとともに、研修事業等により地域社会において環境学習を担う人材を育成します。また、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
環境学習指導者登録数 (人、累計)	108	130

景観の保全と創造

●景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化

最も住民に身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色に応じたきめ細かな景観形成が推進されるよう、景観行政団体となる市町村の拡大を目指すとともに、景観行政団体等で構成する連絡会議を開催し、市町村との連携強化を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
景観行政団体の数 (市町村)	9	12

●快適な生活環境の保全

美観や清潔さが保たれた快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄や光害などの防止に向けた取組を、市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と協働して推進します。

II 環境の未来を創る経済振興

世界の潮流や全国的な動きも捉えながら、県内においても、経済の成長・発展と環境の保全の両立が図られるよう、環境関連分野の新技术や研究開発に取り組む事業者への支援や、環境と好循環する農林水産業の振興、環境負荷の少ない経営や製品を認証・認定する制度の普及促進などの取組を進めます。

重点プログラム

環境等関連分野の産業の振興

●中小企業の新エネルギー設備導入等の支援

岡山県中小企業者向け融資制度により、県内中小企業者等の公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要な資金及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく「新エネルギー利用等」を行う設備の設置等に必要な資金を融資します。

●新エネルギー分野等に関する新技术等の研究開発の支援

今後成長が見込まれる新エネルギー分野などに関する新技术・新製品の研究開発を促進し、県内企業の成長を図ります。

●電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及と技術開発

新エネルギーの高度利用につながるとともに、身近な生活シーンで使用でき、新エネルギーの意義であるCO2削減効果などの理解にも役立つ電気自動車等については、その普及と技術開発を推進するとともに、EV・PHVタウンの選定自治体として、積極的な取組を進めます。

●循環型産業クラスターの形成

循環型社会の形成のため、今後の成長が見込まれる環境関連分野において、産学官連携による広域的なネットワークを形成するとともに、競争力のある製品の研究開発と企業による事業化を促進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
循環型産業クラスター形成促進事業を活用した製品開発等への取組の数 (件、累計)	40	55

●木質バイオマスの活用推進

未利用間伐材や製材端材等の木質バイオマスからセルロースナノファイバーなど次世代新素材の開発を促進するとともに、用途開発を進め、バイオマス関連産業の創出を図ります。

●総合特区制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現

総合特区に指定された水島コンビナートでは、コンビナート全体を一つの企業(バーチャル・ワン・カンパニー)と見なし、現在の企業ごとの法規制を緩和することにより、企業間の高度な連携を進め、コンビナート全体として最適な資源の有効利用に取り組みます。これにより、投入する原料・エネルギーの最小化と高付加価値な製品のアウトプットが可能となります。

環境と好循環した農林水産業の振興

●環境保全型農業の推進

化学肥料・農薬(天敵を除く)を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の栽培など、環境保全型農業を推進します。

●魅力ある林業の実現

森林経営の集約化や、林道等生産基盤の整備を行うことにより、持続可能な魅力ある林業の実現を図ります。

また、県産材の需要拡大や木質バイオマスの利用促進を図り、林業・木材産業の活性化を通じて、森林の適正な整備を促進します。

環境保全に貢献する認証・認定制度の普及促進

●環境マネジメントシステムの普及拡大

環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21の認証取得者には、公共工事や物品調達等での入札参加資格において優遇措置を講じるとともに、優良産廃処理業者認定制度の優良認定項目となっていることを周知します。あわせて中小企業等も取り組みやすいエコアクション21認証・登録の支援等を通じて、県内事業者への普及拡大を図ります。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
エコアクション21認証・登録事業者の数 (事業者、累計)	110	130

●「岡山県エコ製品」の認定・周知

県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表するとともに、これらの製品を積極的に展示・PRし、県内におけるグリーン購入等の一層の普及拡大に努めます。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
岡山県エコ製品の認定品目数 (品目、累計)	372	380

●「岡山エコ事業所」の認定・周知

グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なPRに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
岡山エコ事業所の認定件数 (件、累計)	256	260

環境に配慮した事業者の育成・拡大

●事業者による環境コミュニケーションの推進

環境に関する正しい知識などの情報をホームページやガイドブック等により提供するとともに、事業者向けセミナーを開催することにより、事業者による環境コミュニケーションを推進します。

●環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度(環境アセスメント)については、環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき、環境影響評価等の指導及び審査を適正に実施します。

●「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進

毎年度、新たな製品等に対応した岡山県グリーン調達ガイドラインを定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進します。

指標	現状 令和元年度 (2019年度)	努力目標 令和6年度 (2024年度)
岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく 調達目標を設定している品目のうち目標を達成した 品目の割合 (%)	95	100

第5章 計画の進め方

1 推進体制

(1) 連携・協働の体制

県民、事業者、行政などあらゆる主体が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有するとともに、関係団体間のネットワーク化も図りながら、“参加と協働”により計画を推進します。

そのため、県民、NPOなどの各種団体、事業者等に参加のもとで意見交換を行う会議を定期的に開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政等が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」「ごみゼロ社会づくり」などについては、関係者等により構成されるプロジェクト推進会議を中心に、強力な推進を図ります。

また、ますます複雑化・多様化する環境問題に対応するため、県庁内に設置した部局横断組織である「環境基本計画推進連絡会議」などを通じて部局間の連携・調整を図り、行政のあらゆる分野の施策・事業において環境への配慮がなされるよう、本計画の進捗状況等を共有しながら、環境関連施策を推進していきます。

さらに、「岡山県環境審議会」に設置した「政策部会」において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について必要な指導助言をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します。

(2) 進捗管理と継続的改善

～「短期的な取組」の推進～

○PDCAによる管理

計画の推進に当たっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(確認・評価)、Action(見直し)のサイクルに沿って、取組の進み具合や数値目標の達成状況等を確認するとともに、県環境審議会の意見等を踏まえた見直しを随時行い、実効性を確保します。

○毎年度の公表

上記による確認・評価の結果は、毎年度、岡山県環境白書や県のホームページ等を通じて広く公表します。

公表に当たっては、県の取組の状況や成果が、できるだけ分かりやすく伝わるよう、内容のまとめ方や掲載の仕方について工夫を図ります。

○状況に合わせた改善

毎年度の確認・評価を踏まえ、また、環境保全に係る新たな課題等に応じ、適宜修正を加えるなど、改善を図りながら取組を進めます。

また、新興感染症の流行・拡大など、社会・経済全般に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化により、取組の推進に支障が生じる事態となった場合は、その状況を見極めながら、計画に掲げた目標を見直すなど、柔軟に対応します。

(3) 計画の見直し

～「長期的な視点」の中間評価～

長期的な視点による目標年次(令和22(2040)年頃)の中間地点となる令和12(2030)年を目途に、地球温暖化の状況や環境保全に関する国内外の動き、政策の方向性など、取り巻く情勢や社会の変化等について確認を行います。

その上で、必要な場合は、岡山県環境審議会にも諮りながら、長期的な視点も含め計画全般について見直すなど、適切に対応することとします。

2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫

計画に位置づけた取組の実施に当たっては、それぞれの取組が、趣旨・目的に沿って、より効果的に進められるよう、実施の形式や手段等について、従前のやり方にとらわれず、柔軟な発想で工夫するよう努めます。

- ・具体的には、デジタル化の進展や、新興感染症対策としての「新しい生活様式」の普及・定着も踏まえ、インターネットを活用した行事・イベントの開催など、取組の内容や参加者・対象者に応じた様々な手段や媒体を積極的に採り入れることを、取組ごとに検討します。

“柔軟な発想と工夫で、事業効果(利便性・効率性)アップ!”